

三重県
子ども・子育て支援事業支援計画
(イメージ)

< 県計画・主な必須記載事項 >

1. 区域の設定

< 記載事項 >

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域（以下「県区域」という。）を設定し、記載します。

（国の基本指針）

（イメージ1）共通の区域設定

- 3 - 5 歳、学校教育のみ
- 3 - 5 歳、保育の必要性あり
- 0 - 2 歳、保育の必要性あり

各認定区分に共通する区域として設定

(例)区域 : 市
区域 : 市+ 町 . . .

（イメージ2）認定区分ごとに区域設定

- 3 - 5 歳、学校教育のみ
- 3 - 5 歳、保育の必要性あり
- 0 - 2 歳、保育の必要性あり

全県1区域

(例)区域 : 市
区域 : 市+ 町 . . .

< 審議事項 >

・市町が調査した教育・保育のニーズの集計及び市町が定める教育・保育提供区域を勘案し、県区域(案)をご審議いただきます。

2. 各年度における県区域ごとの教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容、実施時期

(1) 学校教育・保育の量の見込み

<記載事項>

県区域ごとに、平成 27 年度から 5 年間の教育・保育の量の見込み（以下「量の見込み」という。）を定めて記載します。

- ・市町は、ニーズ調査（別添参照）を実施し、その結果を統計処理し、量の見込みを算定します。
- ・県は、市町集計の数値をもとに、必要があれば広域調整を行います。

<記載イメージ>

- 1号認定（認定こども園及び幼稚園）、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）に係る量の見込み

区域	量の見込み	
	1号認定（認定こども園及び幼稚園）	2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）
県計	〇〇名	〇〇名
区域	名	名
}	:	:
Y区域	名	名

- 2号認定（認定こども園及び保育所）、3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）に係る量の見込み

区域	量の見込み	
	2号認定（認定こども園及び保育所）	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）
県計	〇〇人	〇〇人
X'区域	人	人
}	:	:
Y'区域	人	人

参考

- ・ 1号認定...市町において「教育標準時間認定」を受ける子ども
- ・ 2号認定...市町において「保育認定（3歳以上）」を受ける子ども
- ・ 3号認定...市町において「保育認定（3歳未満）」を受ける子ども

<審議事項>

- ・市町集計の数値をもとに、平成 27 年度から 5 年間の「量の見込み」(案)をご審議いただきます。

(2) 学校教育・保育の提供体制の確保の内容、実施時期

学校教育・保育の提供体制の確保の内容、実施時期

< 記載事項 >

○市町と協議のうえ、県区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

なお、市町計画における確保方策に示す数に加えて、幼保連携型認定こども園への移行促進のため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行に関する意向を踏まえて、県が定める数を加えます。

計画期間において、量の見込みに対応する確保の内容を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を支援します。

< 記載イメージ >

○県集計

		27年度				28	29	30	31
		1号	2号 (1)	2号 (2)	3号				
量の見込み			-----		
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（特定教育・保育施設）				
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設（ 3 ）				
（次年度以降の確保必要量）					

1...幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの、 2...上記以外

3...市町、県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

○区域別集計

県区域ごとに集計を行うことにより、認可に際しての需給調整の参考とします。

認定区分（1号認定〔3 - 5歳、学校教育のみ〕、2号認定〔3 - 5歳、保育の必要性あり〕、3号認定〔0 - 2歳、保育の必要性あり〕）ごとの集計表を示します。

< 審議事項 >

・県における「量の見込み」に対応する確保方策(案)をご審議いただきます。

(参考) 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則、認可・認定するものとします。

ただし、認定区分ごとに県区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになるか認めるときは、認可又は認定を行わないこともあります。

3. 学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(認定こども園)

以下の事項等について定めます。

認定こども園の目標設置数、設置時期、認定こども園の普及に係る考え方
質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携方策

4. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

以下の事項等について定めます。

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のための研修
幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の養成及び就業の促進等に関する事項（幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数を含む。）
保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）に係る方策
潜在保育士の再就職支援、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町との連携

県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町との連携に関する事項を定めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童相談所の体制強化、市町や関係機関との役割分担及び連携の推進、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備、児童虐待による死亡事例等の検証

(2) 社会的養護体制の充実

家庭的養護の推進（里親委託等、施設の小規模化、地域分散化の推進）、専門的ケアの充実及び人材確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、子どもの権利擁護の推進

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(4) 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

各施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載します。

< 県計画・主な任意記載事項 >

1. 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町が教育・保育施設を確認し、利用定員を設定する際に、県は、市町の協議を受け、調整を行うことにより、広域調整を実施します。

市町計画の調整に際しては、市町間で調整を行うことを原則とし、調整が整わない場合等に県による広域調整を実施します。

○この調整は、市町計画の作成にあたって行われる県への報告等を通じて行うため、県計画において、手続き等（当該報告・協議、調整）を定めます。

2. 教育・保育情報の公表

保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資するため、教育・保育情報の公表に関する事項を定めます。

- ・ 子ども・子育て支援法の規定による教育・保育情報の公表に係る体制整備
- ・ 公表の内容（教育・保育施設認可等情報、教育・保育施設事業所情報等）

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

県が、市町、地域の企業、労働者団体、県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら推進する施策について記載します。

- （１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
- （２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

< 審議事項 >

- ・ 県における認定こども園普及等にかかる考え方、教育・保育の人材確保・資質向上のための取り組み、専門的な知識及び技術を要する支援、任意記載事項について、ご意見をいただきます。

< 県計画・その他の記載事項 >

1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

○地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み	○人日	人日
	確保方策	○箇所	箇所
事業実施市町の状況（個表）を記載						

○一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】）

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み	1号認定・利用	○人日	人日
		2号認定・利用	○人日	人日
	確保方策	一時預かり事業	○人日	人日
事業実施市町の状況（個表）を記載							

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み		○人日	人日
	確保方策	一時預かり事業	○人日	人日
		ファミリー・サポート・センター事業	○人日	人日
		子育て短期支援事業	○人日	人日
事業実施市町の状況（個表）を記載							

○病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み		○人日	人日
	確保方策	病児保育事業	○人日	人日
		ファミリー・サポート・センター事業	○人日	人日
事業実施市町の状況（個表）を記載							

放課後児童クラブ

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み		○人日	人日
	確保方策	放課後児童クラブ	○人日	人日

事業実施市町の状況（個表）を記載

○利用者支援事業

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み		○箇所	箇所
	確保方策		○箇所	箇所

事業実施市町の状況（個表）を記載

○乳児家庭全戸訪問事業（推計）

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の見込み （訪問家庭数）		○件	件
	確保方策		実施体制：○人	実施体制：○人

事業実施市町の状況（個表）を記載

○養育支援訪問事業（推計）

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の 見込み	訪問 家庭数	○件	件
		訪問 延べ 件数	○件	件
	確保方策		実施体制：○人	実施体制：○人

事業実施市町の状況（個表）を記載

○妊婦に対する健康診査（推計）

			27年度	28年度	29	30	31
県集計	量の 見込み		○人 健診回数：	人 健診回数：
	確保 方策		実施体制：○人 検査項目：... 実施時期：...	実施体制：○人 検査項目：... 実施時期：...

事業実施市町の状況（個表）を記載

2. 県による支援策

地域子ども・子育て支援事業にかかる県の支援策を記載します。

< 審議事項 >

・市町が集計した量の見込み、確保方策をご確認いただき、県による支援策(案)をご審議いただきます。